

平成18年5月17日

各保険医療機関 殿

茨城県国民健康保険団体連合会

## 医療福祉（マル福）制度の改正に伴う請求方法の変更について

平素は、診療報酬請求業務へのご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、平成18年7月診療分より、妊産婦以外の受給者については医療福祉費請求書による請求を廃止し、診療報酬明細書の公費負担者番号による請求方法となります。

つきましては、下記事項にご留意のうえ請求くださるようよろしくお願いいたします。

## 記

## 1. 改正内容

平成18年7月診療分から診療報酬明細書（レセプト）で医療福祉費を請求することとなります。（平成18年6月診療分以前の月遅れ請求をする場合は、従来どおり、医療福祉費請求書（様式第6号・ピンク色の用紙：社保分含む）を国保連合会へ提出してください。）

妊産婦分は、引き続き、妊産婦医療福祉費支給申請書（様式第9号・水色の用紙：社保分含む）により、国保連合会へ提出願います。

## 2. 診療報酬総括票の記載方法について

医療福祉欄に医療福祉費該当のレセプト件数を記入願います。

## 3. 診療報酬請求書の記載方法について

公費負担医療の療養の給付及び食事療養欄にマル福分（81～89）を合算して記入願います。その際、公費番号は「80（マル福代表コード）」を記入してください。

## 4. 診療報酬明細書の記載方法について

従来の公費負担医療の記載と同様に記入願います。（裏面の記載例を参照願います。）

担当 審査管理課管理係 TEL029 - 301 - 1557
------------------------------------

## 《 医療福祉費該当レセプト記載例 》

### 明細書記載例(1) 重度(83)

請求点数8,500点(マル福同点数)

市町村											老人受						
公費①	8	3	0	8	0	0	1	0	公費①	1	2	3	4	5	6	7	
公費②									公費②								

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額	円
	①	8,500			
	②				

### 明細書記載例(2) 母子(88)

請求点数5,500点(マル福同点数)

マル福一部負担1,200円

(外来600円×2日又は入院300円×4日)

市町村											老人受					
公費①	8	8	0	8	0	0	1	5	公費①	1	2	3	4	5	6	7
公費②									公費②							

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額	円
	①	5,500			
	②				1,200

### 明細書記載例(3) 公費(51)と乳児(81)の併用

請求点数8,500点、公費(51)5,500点

マル福3,000点、マル福一部負担1,200円

市町村											老人受					
公費①	5	1	0	8	8	0	1	5	公費①	1	2	3	4	5	6	7
公費②	8	1	0	8	0	0	1	2	公費②	1	2	3	4	5	6	7

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額	円
	①	8,500			
	②	5,500			1,200

### 明細書記載例(4) 公費(52)と乳児(81)の併用

請求点数56,500点、公費(52)56,500点

公費(52)一部負担4,800円

マル福一部負担1,200円

市町村											老人受					
公費①	5	2	0	8	6	0	1	4	公費①	1	2	3	4	5	6	7
公費②	8	1	0	8	0	0	1	2	公費②	1	2	3	4	5	6	7

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額	円
	①	56,500			
	②				4,800

### 明細書記載例(5) 老人保健と高齢重度(85)の併用(入院時食事療養費標準負担額がマル福該当の場合)

請求点数38,500点、一部負担38,500点、食事療養42,400円、標準負担額15,600円

マル福38,500点、食事療養マル福分7,800円

市町村	2	7	0	8	0	0	1	9	老人受	1	2	3	4	5	6	7
公費①	8	5	0	8	0	0	1	8	公費①	1	2	3	4	5	6	7
公費②									公費②							

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額	円
	①	38,500		38,500	
	②				

標準負担額欄は2分の1の額ではなく、標準負担額をそのまま記入願います。

食事療養	保険	請求点	※決定点	標準負担額	円
	①	42,400		15,600	
	②				